

# 子育て施設木のぬくもり推進事業実施要領

## 第1 趣旨

幼稚園、保育所、認定こども園の子育て施設を対象に、床や壁など、内装等の木質化を支援することにより、子どもの成育環境の充実を図るとともに、子どものうちから木材に接することで、その良さを体感し、森林の大切さや木材に対する理解を深める「木育」の促進、及び府内の森林資源の循環利用による健全な森林の保全に資することを目的として、本事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金の交付を行う。

なお、事業の実施については、「大阪府補助金等交付規則」(昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。)、**「大阪府林業関係補助金交付要綱」**(以下「交付要綱」という。)**及び「大阪府林業関係補助金交付要領」**(以下「交付要領」という。)に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

## 第2 対象施設

大阪府内に所在する次の施設

### (1) 幼稚園

学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園をいう。

### (2) 認可保育所

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所をいう。

### (3) 認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいう。

### (4) 地域型保育事業を行う事業所

(保育者の居宅又は保育を必要とする子どもの居宅は除く)

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第5項に規定する地域型保育事業をいう。

### (5) 企業主導型保育事業を行う事業所

児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設(同項の規定による届出がされたもののうち利用定員が6人以上のものに限る。)のうち、同法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものの設置者が、企業主導型保育事業費補助金実施要綱第3に基づき行う企業主導型保育事業をいう。

## 第3 事業実施主体

第2の(1)から(3)の施設設置者及び第2の(4)から(5)の事業主体

## 第4 補助対象経費

対象施設内の子どもが日常的に利用する場所の内装等及び木製建具をおおさか材を使用し木質化するために要する工事請負費及び設計費

上記に定める「子どもが日常的に利用する場所」、「内装等」、「おおさか材」及び「工事請負費」の定義は次のとおりとする。

### (1) 子どもが日常的に利用する場所

子どもの教育又は保育を行う場所であって、保育室、遊戯室、廊下及びテラスをいう。これ以外の教育又は保育に供する場所については、知事が必要と認めるものに限り補助対象とする。

(2) 内装等

床、壁（現しの木製壁含む）、ウッドデッキ等の面的な部分をいう。家具（机、椅子等）、遊具は対象外とする。

(3) おおさか材

大阪府が認定した「林業活動促進地区」内で伐採・生産された木材を、大阪府に登録された認定事業者が製材した木材をいう。

(4) 工事請負費

工事請負費は、現在の床材等を剥がす作業、下地を造作する作業等を含む、内装等の木質化に要する全ての工事請負費をいう。

## 第5 補助金の額

補助上限額は1施設当り **250** 万円とし、補助対象経費の1／2以内とする。

## 第6 実施計画書の提出

事業の実施を希望する者（以下「事業計画者」という。）は、次の要件の全てを満たしたうえで、大阪府環境農林水産部みどり推進室長（以下「みどり推進室長」という。）が別に定める日までに、事業実施計画書（以下「計画書」という。）（様式第1号）をみどり推進室長に提出しなければならない。

- (1) 内装等の木質化に使用するおおさか材の量が、木質化する各場所の面積1㎡当たり **0.01** ㎡以上であること
- (2) 子どもの保育や教育活動に活用する一室以上の床・壁などの内装を木質化すること
- (3) 大阪府の森林やおおさか材の利用などについて積極的なPRを行う観点から、内装木質化の視察や見学会の開催など、年6回以上の木育活動を行うこと
- (4) 森林環境税を活用していること、おおさか材利用に関する情報（樹種など）を示す看板を設置すること
- (5) 他の補助事業との重複がないこと
- (6) 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）の実効性を高めるため、市町村が事業実施主体となる場合は、補助事業の交付申請日までに同法に定める市町村木材利用基本方針の作成が行われること
- (7) 事業実施年度末日までに事業を完了すること

## 第7 対象事業の認定

- (1) みどり推進室長は、本要領に基づく審査のため、事業計画者に対し、計画書の内容等について個別にヒアリングを行い、計画書が適当と認める場合は、対象事業として認定し、様式第2号により事業計画者に通知する。
- (2) みどり推進室長は、当該通知書及び認定した計画書の写しを、第2に掲げる施設（以下「対象施設」という。）の所在地を所管する次の表に掲げる各農と緑の総合事務所

の長（以下「所管事務所長」という。）に送付する。

対象施設の所在地	所管事務所長
豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町 吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町	北部農と緑の総合事務所長
大阪市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市 大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四條畷市 交野市	中部農と緑の総合事務所長
富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市 藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町 千早赤阪村	南河内農と緑の総合事務所長
堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市 和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町 熊取町、田尻町、岬町	泉州農と緑の総合事務所長

## 第8 補助金の交付の申請

第7の認定を受け、補助金の交付を申請しようとする者は、規則第4条の規定に基づき補助金交付申請書を作成し、次の書類を添付して所管事務所長に提出する。ただし、交付の申請書は、第7の認定の通知の日から30日以内に所管事務所長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書（様式第3号）
- (2) 事業を実施する施設の概要
- (3) 整備予定場所（木質化する部屋等）の現況が分かる写真
- (4) 整備予定場所の面積算出根拠
- (5) 木材使用数量表
- (6) 事業費積算内訳が分かる資料
- (7) 第2に定める対象施設であることが確認できる資料
- (8) その他知事が必要と認める書類

## 第9 補助金交付の決定

所管事務所長は補助金交付申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、規則第5条の規定に基づき補助金の交付を決定し、規則第6条及び交付要綱第4条に規定する条件のほか次に掲げる条件を付して書面により、補助事業者に通知する。

- (1) 補助事業者は、提出した計画書に基づき、事業を実施する。また、補助金の交付の決定後生じた事項によりやむを得ず補助事業の内容を変更する場合は、事前に実施計画変更報告書（以下「変更報告書」という。）（様式第4号）を提出しなければならない。
- (2) 補助事業者は、大阪府が実施する事業効果の調査に協力しなければならない。

## 第10 変更報告書の承認

所管事務所長は第9（1）の変更報告書の提出があったときには、内容を審査し、変更報告書が適当と認める場合は、様式第5号により補助事業者に通知する。

## 第11 実績報告

事業実施主体は、規則第12条の規定による実績報告書を作成し、次の書類を添付して所管

事務所長に提出しなければならない。

- (1) 木質化を行った場所、部位及び面積が確認できる書類（施設平面図、求積表等）
- (2) 面積の算出に使用する長さ等の計測状況の写真
- (3) 木質化に係る工事請負費又は自ら施工する場合の材料費が確認できる書類（領収書等）
- (4) 完成写真（遠景及び近景）
- (5) その他知事が必要と認める書類

## 第12 報告

事業実施主体は、第6に規定する計画書の「事業実施後の木育活動の取組内容」に記載したおおさか材のPR等実施状況について事業完了の翌年度から3年間は、実績を記載した木育活動等実施状況報告書（様式第6号）を各年度の翌年5月末までに所管事務所長を経由してみどり推進室長に提出しなければならない。

## 第13 効果調査への協力

事業実施主体は、大阪府が実施する、事業の施工前および施工後の効果調査に協力しなければならない。なお、知事は、必要があると認めるときは、事業実施主体に対して事業の報告を求め、または関係職員に命じ、関係書類もしくは事業の執行状況等を検査させることができる。

## 第14 雑則

この要領に定めのない事項については、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成28年4月22日から施行する。

この要領は、平成29年8月7日から施行する。

この要領は、平成30年4月16日から施行する。